

議案第78号

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

逗子市後期高齢者医療に関する条例（平成20年逗子市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の附則第2項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例とする。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）等の改正に伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金の計算に用いる所要の字句の改正を行う要あるため提案する。